

連絡先：〒400-0074

山梨県甲府市千塚 3-9-3 ルネマンション千塚 1-C

電話：055-240-0248 FAX：055-240-0250

URL：<https://sr-okajimusho.jp>

社労士法人 岡事務所便り

冬季の労災対策

凍結や降雪により労働災害が増加しやすい時期になってきました。しっかりと対策を講じて、予防していきましょう。

◆屋 外

最も発生しやすいのは転倒災害です。以下の点は重点的に確認するようにしましょう。

- ・転倒防止用マット、融雪剤、除雪用具等を用意しているか
- ・凍結等で滑りやすい箇所に滑り止めの措置が行われているか。また、日没後の照明の照度が十分にあるか
- ・建物の入り口や、水が溜まりやすい床等に吸水マットを敷くといった措置を講じているか

転倒リスクの高い場所・行為の労働者への周知や、靴・服装の選択からリスクを軽減することも重要です。また、除雪作業を行う際は一層の安全対策を講じ、労働者に対し手順や注意事項を十分に説明する必要があります。

業務で自動車等運転が必要な場合は、交通労働災害の対策も行いましょう。冬用タイヤへの交換や点検を徹底し、あらためて安全運転に関する教育を実施するべきです。

◆屋 内

温度や湿度の設定を適切に行うことで、寒さによるパフォーマンスの低下やミスといったリスクを軽減することができます。ただし、一酸化炭素中毒のリスクがあるため、燃焼式暖房機器を使用する際は換気措置を行いましょう。また、暖房機器の周辺に可燃物等を置かないよう整理しましょう。

労働者への周知や注意喚起が必要な点も多いため、教育プログラム等を適宜実施しましょう。また、冬は日照時間が短くなるため、メンタル不調になりやすい



季節でもあります。通勤時間や休憩時間を柔軟に選択できる制度等が導入されていない場合は、併せて検討することをお勧めします。

子ども・子育て支援金について

全国健康保険協会は、令和 7 年 11 月 28 日に開催された全国健康保険協会運営委員会の資料として「子ども・子育て支援金について」を公開しました。

◆子ども・子育て支援金制度とは

子ども・子育て支援金制度は、少子化対策（児童手当の拡充、妊婦への支援給付、こども誰でも通園制度、出生後休業支援給付および育児時短休業給付、国民年金第 1 号被保険者の育児期間に係る保険料の免除）のための特定財源として、令和 8 年度から 10 年度にかけて段階的に導入されます。

◆開始時期と徴収方法

令和 8 年 4 月分（5 月末納付分）より、労使折半で子ども・子育て支援金を負担します。医療保険料と同様、毎月の賃金ならびに賞与から徴収されることになっており、産休中や育休中の場合は免除されます。制度の適用開始は、任意継続被保険者も同様です。

◆支援金率と年収別の負担額

負担額は、標準報酬月額ならびに標準賞与額に支援金率を乗じて求められます。支援金率は国が一律で定めることとされており、0.24%から段階的に引き上げ

られ、令和 10 年度に 0.4%になる予定です。被保険者一人当たりの平均負担額は、令和 8 年度では 450 円、令和 9 年度では 600 円、令和 10 年度では 800 円と見込まれています。

◆給与明細への表示

こども家庭庁の事務連絡(2025. 6. 18)において、被保険者から保険料を徴収する際に保険料額の内訳として支援金額を示すことは法令上の義務とはなっていません。ただし、制度への理解・協力を促す観点から、給与明細書には医療保険料等と区別して表示することが望ましいでしょう。

従業員への説明や給与明細の修正対応ができるよう、理解と準備をしておきましょう。

【全国健康保険協会「子ども・子育て支援金について」】
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/~media/Files/share/d/direction/dai138kai/2025112814.pdf>

1 月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

13 日

- 源泉徴収税額(※)・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
※ただし、6ヶ月ごとの納付の特例を受けている場合には、令和 6 年 7 月から 12 月までの徴収分を 1 月 20 日までに納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

2 月 2 日

- 法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表>の提出 [税務署]
- 給与支払報告書の提出<1 月 1 日現在のもの> [市区町村]
- 固定資産税の償却資産に関する申告 [市区町村]
- 個人の道府県民税・市町村民税の納付<第 4 期分> [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出<休業 4 日未満、10 月～12 月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険料納付<延納第 3 期分>
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況の届出(雇用保険の被保険者でない場合)<雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安

定所]

- 固定資産税に係る住宅用地の申告 [市区町村]

本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで

- 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書の提出[給与の支払者(所轄税務署)]
- 本年分所得税源泉徴収簿の書換え[給与の支払者]

～当事務所よりひと言～

2026 年、令和 8 年は丙午(ひのえうま)年です。古くから「丙午生まれの女性には強すぎる気性がある」とされ、さまざまな迷信が語り継がれてきました。

特に「丙午の女は気が強く、夫の命を縮める」といった言い伝えは、江戸時代から広まったもので、その背景には 1683 年に起きた「八百屋お七の放火事件」があります。

八百屋お七は、江戸時代の少女で、恋に落ちた男性と再会したい一心で放火を起こし、火刑に処された人物です。その悲劇的な物語は歌舞伎や浄瑠璃などで繰り返し演じられ、「丙午＝激しい女」というイメージが社会に定着していきました。

この偏見の影響により、実際に丙午年の出生数が減少した年もありますが、現在では迷信と認識されており、根拠のない風評として見直されています。

丙午の”丙”は、陽の火。

つまり、太陽の光を意味しているのだとか。

そして、”午”も、また火の気を持つ、力強い存在。

この 2 つの「火」が重なり合う 2026 年は、情熱や行動力が高まり、勢いのある一年と解釈されているんです。

大地を蹴って走り出す馬のように、自分の目標や夢が一気に動き出す。そんな年になるのではないのでしょうか。

2026(令和 8)年という一年が、希望と活気にあふれ、新しい挑戦へ向かって大きく踏み出せる時間になりますように。

火の力を宿す丙午のめぐりが、皆さんの背中をそっと押してくれる。そんな輝かしい一年になることを、心より願っています。

尚、当事務所の営業は、年末は 26 日(金)まで、年始は 1 月 5 日(月)からとなりますので、よろしくお願いいたします。 岡